

EU 韓国 FTA の効果と今後の課題

2015 年 6 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

欧州委員会は2015年3月26日、EUと韓国の自由貿易協定（FTA）の暫定適用後3年間の成果をまとめた報告書¹（以下、「EU韓国FTAの報告書」）を発表した。報告書は2011年7月のFTAの暫定適用から1年ごとに出されているもので、今回で3回目となる。欧州委員会はこれに先立つ3月25日、FTAが域内経済に果たしている役割に関する報告書²（以下、「FTAによるEU経済への効果報告書」）も発表した。この報告書では、EU内の全被雇用者の14%強に当たる約3,100万人が域外への輸出に依存しているとともに、輸出額が10億ユーロ増えるごとに1万4,000人の雇用が生まれると指摘。米国や日本などと交渉中のFTAが全て締結されれば、EUの域内総生産（GDP）はその2%以上に当たる2,500億ユーロ引き上げられると試算している。同報告書では、既に導入されているFTAの成果を踏まえて、交渉中のFTAでの重要課題を挙げているが、導入されたFTAの中では特にEU韓国FTAの重要性に触れている。本稿では、両報告書を基にEU韓国FTAの成果と今後の課題を見ていく。

目次

1. EU韓国FTAの通商上の成果.....	1
(1) 物品の輸出入動向.....	1
(2) サービス貿易とFDIの動向.....	3
(3) 監視対象分野の韓国からの輸入状況.....	4
① 乗用車・乗用車部品.....	4
② 繊維製品.....	5
③ エレクトロニクス製品.....	5
2. EU韓国FTAの教訓と今後の課題.....	6
(1) 実施機関の活動と成果.....	6
(2) FTAの重要課題に対するEU韓国FTAの対応と成果.....	7
① 地理的表示（GI）.....	8
② 酪農製品の輸出.....	8
(3) EU韓国FTAの今後の課題.....	8
① 特恵関税利用率の格差.....	8
② FTAの完全実施.....	9
③ 企業の認識向上.....	9

¹ “Report from the Commission to the European Parliament and the Council – Annual Report on the Implementation of the EU-Korea Free Trade Agreement” 26.3.2015 COM(2015)139 final
<http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2015/EN/1-2015-139-EN-F1-1.PDF>

² “How Trade Policy and Regional Trade Agreements Support and Strengthen EU Economic Performance”
25.3.2015 European Commission http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/march/tradoc_153270.pdf

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

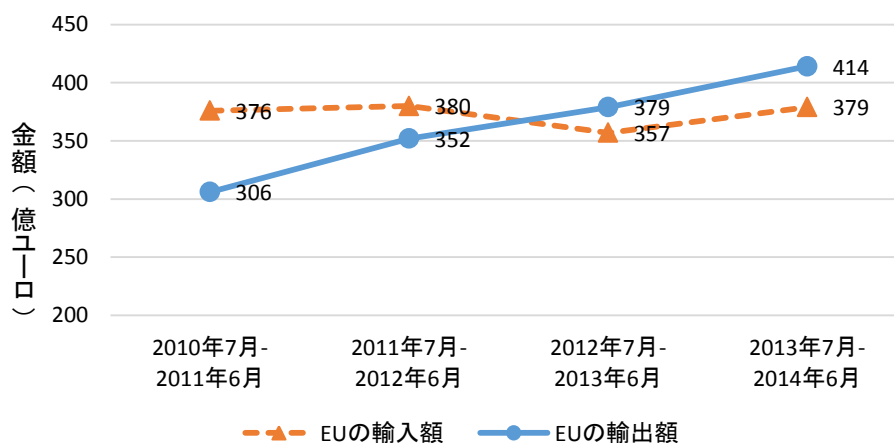
1. EU 韓国 FTA の通商上の成果

(1) 物品の輸出入動向

「EU 韓国 FTA の報告書」では、2011 年 7 月の FTA の暫定適用から 12 カ月ごとに EU 韓国間の輸出入動向を示している。製品の輸出入では、図 1 のように暫定適用から 3 年目（2013 年 7 月～2014 年 6 月）に EU から韓国への輸出額は 414 億ユーロとなり、2 年目に比べて 9.2% 増え、暫定適用直前の 1 年間（2010 年 7 月～2011 年 6 月）と比べると 35.3% 増加した。一方、韓国からの輸入額は 379 億ユーロと 2 年目に比べて 6.2% 増えたものの、暫定適用前に比べるとほぼ水準にとどまっている。韓国からの輸入が伸び悩んだのは、債務危機などで EU 側の需要が落ち込んだことが大きい。このため EU 側の貿易収支は暫定適用後 2 年目に黒字に転じ、3 年目には黒字幅が拡大している。

FTA の暫定適用後 3 年目の EU から韓国への輸出額の伸びは、完全に自由化された物品では暫定適用前に比べて 46%、部分的に自由化された物品で 37% となり、全体の伸びを上回っている。EU 韓国 FTA により完全に自由化された物品について、EU から全世界への輸出額を見ると 16% の拡大であるため、韓国への輸出がいかに伸びているかが分かる。「EU 韓国 FTA の報告書」では、この比較から FTA の成果により輸出額が増えた部分は 37 億ユーロに上ると試算している。また、3 年目の EU から韓国への輸出では、FTA により負担が減った関税は約 16 億ユーロに上るといふ。

図 1： EU 韓国間の物品輸出入額の推移（2010 年 7 月～2014 年 6 月）



(出所) Annual Report on the Implementation of the EU-Korea Free Trade Agreement (2013～2015 年版)

主要な物品の輸出入動向について、「EU 韓国 FTA の報告書」は以下のようにまとめている。各輸出入額は、7 月から翌年 6 月までの 12 カ月ごとのデータに基づいている。

EU から韓国への輸出

- 機械・電気製品：輸出額全体の約 34% を占め、3 年目の輸出額は FTA の暫定適用前に比

べて 23%以上増加した。

- 輸送機器：輸出額は FTA の暫定適用後の 3 年間で 56%増加し、EU から韓国への輸出額全体の 16%を占める。中でも自動車は FTA の暫定適用前の年間 20 億ユーロ（7 万 4,600 台）が 3 年目には 38 億ユーロ（14 万 1,800 台）となり、90%も増加した。EU の自動車の輸出額は、韓国への輸出額全体の 9%を占める。
- 化学品：輸出額は 3 年間で 9%増加し、EU から韓国への輸出額全体の 12%を占める。
- その他の物品：FTA 暫定適用後に輸出額が増えたのは鉱物性製品（11 倍以上）のほか、規模は少ないものの木材と貴金属で、それぞれ約 2.2 倍に増えている。

EU の韓国からの輸入

- 機械・電気製品：輸入額全体の 36%を占める。3 年目の輸入額は暫定適用前に比べ 20%減少。
- 輸送機器：FTA 暫定適用後の毎年の輸入額には変動があり、3 年目は暫定適用前とほぼ同水準となった。輸入額全体の中では 26%を占める。このうち自動車については、暫定適用前の 26 億ユーロ（30 万台）が 3 年目には 40 億ユーロ（37 万 5,000 台）となり、25%増加しているが、EU からの輸出額の伸びを下回る。自動車の輸入額は、韓国からの輸入額全体の 11%を占める。
- その他の物品：輸入額で拡大が目立っているのは、プラスチック製品（暫定適用前に比べて約 51%増）、鉱物性製品（同 2.12 倍）、化学品（同 48%増）である。

なお参考として、EU 韓国間の暦年の輸出入額について主要な物品と輸出入総額の動向を表 1 と表 2 に示した。暦年では、EU からの輸出額が 2013 年以降、韓国からの輸入額を上回っている。

表 1： EU の韓国への輸出額の推移（主要物品と総額）

（単位：100 万ユーロ）

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
合計	21,599	27,961	32,515	37,812	39,910	43,133
動物・動物性製品	268	380	742	624	516	887
食品・飲料・タバコ	467	602	699	806	785	913
鉱物性製品	340	388	651	3,397	3,295	2,958
化学工業または類似工業の生産品	3,325	4,235	4,703	5,146	5,014	5,243
プラスチック、ゴム及びこれらの製品	710	1,024	1,120	1,185	1,250	1,405
皮革製品・動物用装着具	332	438	587	661	692	782
繊維・繊維製品	475	546	697	736	749	843
卑金属及びその製品	2,009	2,195	2,827	2,894	2,700	2,702
機械類・電気製品	8,542	10,799	11,671	12,818	13,885	13,591
輸送機器	2,033	3,326	4,489	4,545	5,578	7,852
光学機器・写真用機器等	1,333	1,789	1,993	2,240	2,450	2,539

（出所）European Union, Trade in Goods with South Korea (10.4.2015)

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113448.pdf

表 2： EU の韓国からの輸入額の推移（主要物品と総額）

（単位：100 万ユーロ）

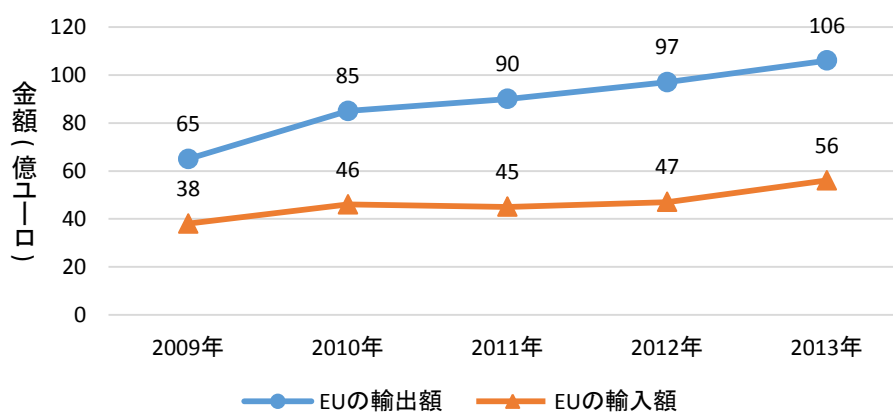
	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
合計	32,472	39,534	36,311	38,014	35,837	38,992
鉱物性製品	1,250	1,193	1,990	1,753	1,585	1,979
化学工業または類似工業の生産品	706	874	1,096	1,096	1,305	1,816
プラスチック、ゴム及びこれらの製品	1,665	1,992	2,273	2,557	2,990	3,365
繊維・繊維製品	662	862	1,012	1,055	1,082	1,157
卑金属及びその製品	1,855	2,100	2,822	2,620	2,732	2,867
機械類・電気製品	14,821	18,037	13,907	13,514	13,075	13,786
輸送機器	8,456	10,913	9,328	10,816	9,085	10,073
光学機器・写真用機器等	2,139	2,341	2,769	3,025	2,599	2,460

（出所）表 1 と同じ。

（2）サービス貿易と FDI の動向

2013 年の EU から韓国へのサービスの輸出額は 106 億ユーロとなり、FTA 暫定適用前の 2010 年と比べて 24.7%増加している。EU の韓国からのサービスの輸入額は 2013 年に 56 億ユーロと、2010 年に比べて 21.7%増えているが、EU からのサービス輸出の伸びを下回っている（図 2 参照）。

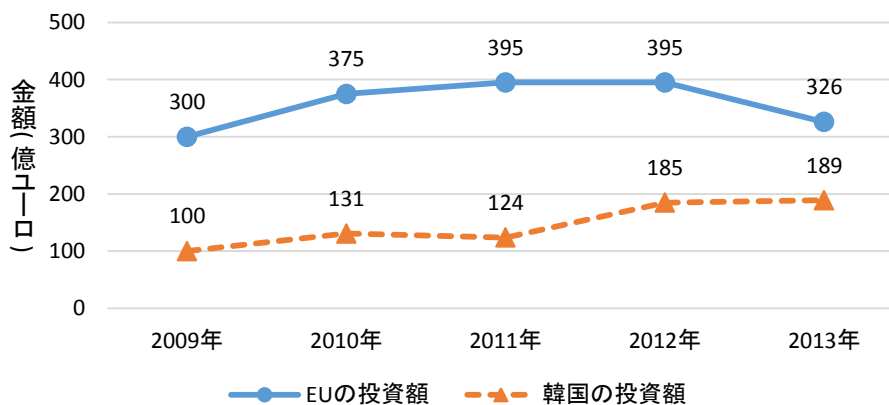
図 2： EU 韓国間のサービス貿易額の推移



（出所）表 1 と同じ。

2013 年の対外直接投資残高は、EU から韓国の投資が 326 億ユーロ、韓国から EU への投資が 189 億ユーロだった（図 3 参照）。EU からの直接投資残高は 1 年目、2 年目に増えたものの、3 年目は 2010 年に比べて 13%減少している。韓国からの直接投資残高は、FTA 暫定適用前の 2010 年に比べて 44.3%増加している。

図 3： EU 韓国間の直接投資残高の推移（2009～2013 年）



（出所）表 1 と同じ。

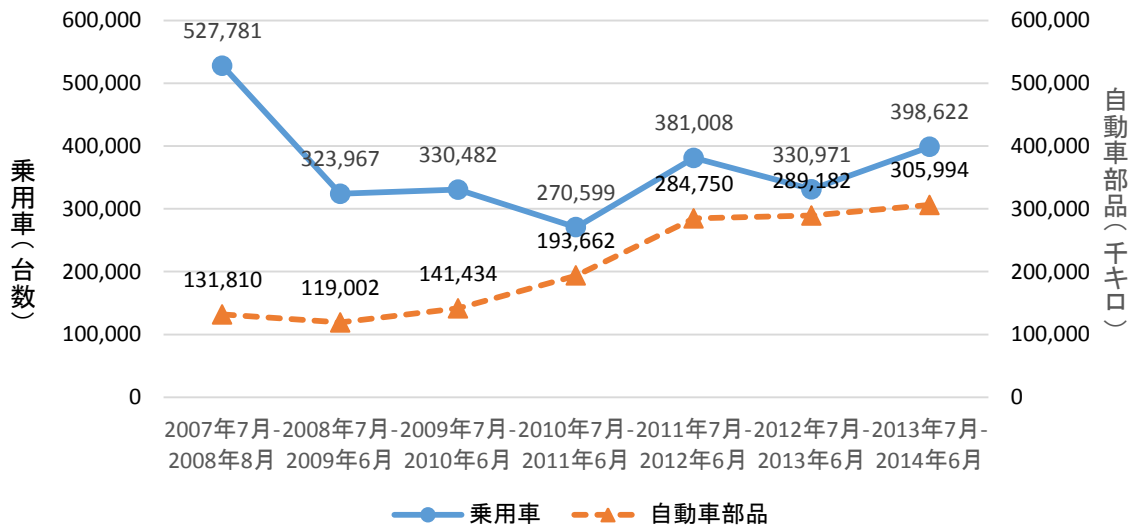
（3）監視対象分野の韓国からの輸入状況

FTA の暫定適用により韓国からの輸入急増が懸念されていた「乗用車」「繊維製品」「エレクトロニクス製品」の 3 分野は、監視の対象として毎年の報告書の中で動向を注視している。この監視では輸入量（ユニット数や重量）で毎年の動きを比較している。各分野については下記に示すが、これまでのところ EU の関連業界に打撃を与えるような輸入の急増は起きていない。

① 乗用車・乗用車部品

FTA 暫定適用後 3 年目の乗用車の輸入台数は約 40 万台で、2 年目に比べて 20% 増えた。中でも電気自動車が増加傾向にあるほか、中・大型車が 50% 増えている。逆に小型車は 7% 減った。3 年目の輸入台数は、FTA 暫定適用前の 2007 年 7 月～2008 年 6 月に記録した約 53 万台に比べると依然として大きく下回る。一方、自動車部品では、3 年目は 2 年目より 6% 増加し、FTA の暫定適用の前年（2010 年 7 月～2011 年 6 月）と比べると 58% 増加しているものの、輸入量は暫定適用後 1 年目～3 年目まで、ほぼ横ばいで推移している（図 4 参照）。

図 4： EU の韓国からの乗用車と自動車部品の輸入量の推移

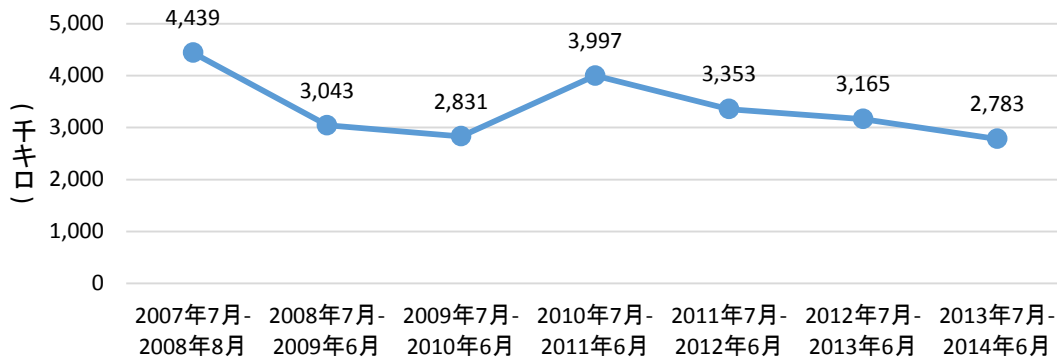


(出所) 図 1 と同じ。

② 繊維製品

FTA 暫定適用後 3 年目の繊維製品の輸入量は、2 年目に比べて 17%減少した。FTA の暫定適用後は減少が続き、暫定適用の前年と 3 年目を比べると 30.3%減少している (図 5 参照)。製品別で大きく減っているのは綿糸や合成繊維の紡績糸などで、逆に、大きく増えているのは再生繊維・半合成繊維の紡績糸である。

図 5： EU の韓国からの繊維製品輸入量の推移



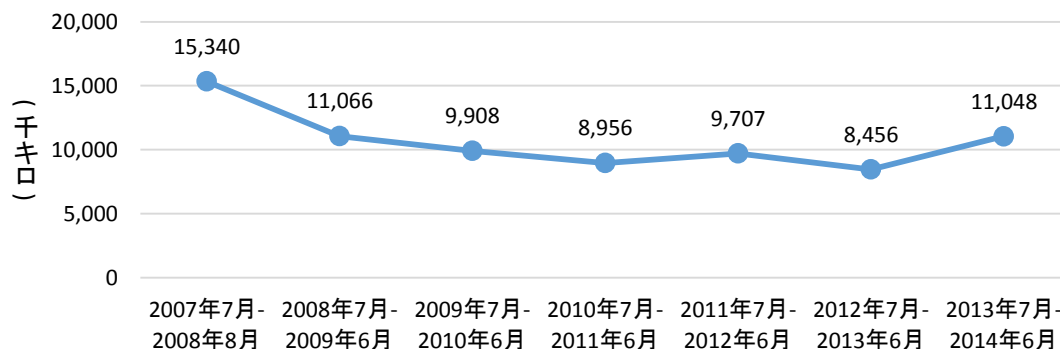
(出所) 図 1 と同じ。

③ エレクトロニクス製品

FTA 暫定適用後 3 年目のエレクトロニクス製品の輸入量は、2 年目に比べて 31%増えた。輸入量は FTA 暫定適用前から減少傾向にあったが、3 年目は大幅な拡大に転じている (図 6 参照)。3 年目の輸入量は、FTA 暫定適用の前年に比べると 23.4%の増加である。なお製品別では、3 年間でラジオ放送用受信機器・ラジカセ、レーダーや航行用無線機器及び無線遠隔制御機器が

増えているが、ビデオ記録・再生用機器、ラジオ放送用・テレビ用の送信機器は減少が続いている。

図 6： EU の韓国からの繊維製品輸入量の推移



(出所) 図 1 と同じ。

2. EU 韓国 FTA の教訓と今後の課題

(1) 実施機関の活動と成果

EU 韓国 FTA では確実な実施と執行のため、7つの専門委員会と7つの作業部会および知的財産 (IP) 対話を設けた。また、大臣級による EU 韓国 FTA 通商委員会が毎年会合を開き、FTA の実施を監視する役割を果たしている。EU がそれまでに締結した FTA では、1つの委員会を設けて年1回の会合を持つだけであった。「EU 韓国 FTA の報告書」は、こうした複数の実施機関を設けることが実施および市場アクセスの問題を協議し、暫定適用後に生じた問題の解決策を探る上で効果的な手段であることが示されたと指摘している。また、「FTA による EU 経済への効果報告書」では、EU 韓国 FTA で設けた実施機関は今後締結する FTA の教訓にもなると説明し、中でも自動車部品などの経験から、継続的な監視と迅速な問題提起の必要性を強調している。「EU 韓国 FTA の報告書」は、3年目の専門委員会と作業部会の協議内容を列挙しているが、主な内容は次の通りである。

作業部会

- 自動車と自動車部品に関する作業部会 (2014年6月)：韓国側で導入を提案している燃費の法規制、タイヤのマーキング基準の法規制、タイヤのエネルギー効率や大型バスの補助ブレーキシステムに関する新規則などについて協議。
- 医薬品と医療機器に関する作業部会 (2014年6月)：韓国の医薬品の価格システム、革新的な医薬品の価値の適切な承認方法、韓国における医薬品の価格・数量協定の改訂などを協議。ほかに EU の医療機器の法改正についても協議。
- 化学品に関する作業部会 (2014年6月)：EU と韓国の双方の化学物質規制に関して情報を交換。韓国は、韓国版の REACH となる K-REACH 法の実施の日程とプロセスについて

EU 側に情報を提供。EU 側は REACH の実施のため策定した中小企業に対する支援措置について情報を提供。

- 政府調達に関する作業部会（2014年9月）：双方の政府調達市場の現況と見通しについて情報を交換し、市場アクセスの状況と FTA の政府調達の章の実施について評価を行った。
- 地理的表示（GI）に関する作業部会（2014年11月）：手続き規則案は双方が内部手続きを終えれば採択が可能となり、大きく進展した。FTA で保護されている GI のリストに追加する新たなリストについて、双方が提示して協議。
- 貿易救済協力に関する作業部会（2014年12月）：EU 韓国間の貿易で適用される貿易救済措置の全般的な状況を協議。ダンピングと産業界に対する損害の調査に関して技術的な話し合いを行ったほか、第三国のケースについて最近の動向を協議。
- 相互承認協定（MRA）に関する作業部会（2014年12月）：事前にエンジニアと建築家の職能団体が協議を実施。EU と韓国は、双方の他国との MRA イニシアチブについて意見を交換。双方の職能団体が共同で作業を継続することで合意。

専門委員会

- 関税委員会（2014年6月）：原産地証明の手続きと方法、および原産地規則について協議。加工すり身の「主成分」の解釈や認定事業者（AEO）の相互承認協定の合意の可能性などについても協議。
- 物品貿易委員会（2014年9月）：関税割当（TRQ）の管理に関する規則案を承認。EU で認定した有機加工農産物を韓国でも有機農産品として販売できる協定のほか、韓国における機械の安全性証明の要件、化粧品などの FTA の実施について協議。有機農産品に関する協定は 2015年2月に発効した。
- 衛生植物検疫措置委員会（2014年10月）：韓国から EU への参鶏湯や活ヒラメの輸出、動物福祉問題に関する信頼醸成と協力、EU から韓国への牛肉輸出、ポーランドにおけるアフリカ豚コレラの発生、EU からの生乳製品や果実・野菜の韓国への輸出などを協議。
- サービス貿易・設立・電子取引委員会（2014年12月）：郵便・クーリエサービス、金融サービス、配送サービスなどの問題を協議。投資の法的枠組みの見直しやサービス分野の事業環境についても協議。
- 貿易と持続可能な開発委員会（2014年12月）：双方の環境・労働政策に関して意見を交換。主要な多数国間環境条約（MEA）について協議し、野生動物の不正取引や違法伐採に関して情報を交換。結社の自由や団体交渉の自由、強制労働など国際労働機関（ILO）の基本条約を含めた労働問題についても協議。
- 上記のほか、朝鮮半島の域外加工地域（OPZ）委員会と文化協力委員会も会合を開いた。

（2）FTA の重要課題に対する EU 韓国 FTA の対応と成果

「FTA による EU 経済への効果報告書」では、他国との FTA 交渉の重要課題として公共調達、地理的表示（GI）、中小企業を中心とする酪農製品の輸出を挙げている。この中で GI と酪

農製品の輸出では、EU 韓国 FTA での対応が成果を上げていることを教訓としている。

① 地理的表示 (GI)

EU 韓国 FTA が、地理的表示に関する交渉では 1 つのベンチマークになると指摘している。EU 韓国 FTA では EU 側の農業製品の GI リストは 162 件となり、GI の認証や保護の対象範囲、商標との関係など詳細な規定を盛り込んだ点を挙げている。また双方で保護される GI の登録簿や GI の性質を認証する管理手続きを定めたことにも言及している。

② 酪農製品の輸出

EU から韓国への酪農製品の輸出額は、FTA 暫定適用前の 2010 年の 9,900 万ユーロが 2014 年には 2 億 3,500 万ユーロと約 2.4 倍に拡大した。これにより韓国の酪農製品の輸入額に占める EU 製品の割合は 2010 年の 28% が 2014 年には 37% に拡大している。また、向こう数年で韓国側の酪農製品に対する関税の自由化が進むため、EU にとって輸出の機会が増えると思込まれている。特に FTA によって設けられた実施機関による継続的な対話が追加的な成果を生み出しているとして、韓国側がイタリア産チーズの「パルミジャーノ・レッジャーノ」と「グラナ・パダーノ」の輸入禁止措置を撤廃した例を挙げている。EU 側は今後も、韓国が認める非低温殺菌乳由来のチーズの範囲を拡大すること、および加盟各国から認可申請が出される酪農製品に対する承認手続きの期間を短縮することを継続的に求めていく方針を示している。

(3) EU 韓国 FTA の今後の課題

「EU 韓国 FTA の報告書」と「FTA による EU 経済への効果報告書」では、EU 韓国 FTA の今後の課題を挙げている。これには大きく 3 点あり、FTA による特惠関税の利用率で EU 韓国間や EU 加盟国間で開きがある点と、引き続き FTA の完全実施を進める必要があること、中小企業を中心に企業の FTA に対する認識を高める必要があることである。

① 特惠関税利用率の格差

特惠関税利用率では韓国側の方が EU 側よりも高く、韓国企業の方が FTA で生まれた機会を迅速に活用していることが明らかになっている。EU の韓国への輸出における特惠関税利用率は、FTA の暫定適用後 1 年目では極めて低く 30~40% にとどまった。これに対して、韓国の EU への輸出では既に約 70% に達していた。3 年目 (2013 年 7 月~2014 年 6 月) の最新データによれば、EU から韓国への輸出における特惠関税利用率は 65.9% である。一方、韓国から EU への輸出では特惠関税利用率は 2013 年に 81.3% に達し、輸送機器や鉱物性製品では 90% を超えている。ただし、真珠・貴金属と皮革・皮革製品では約 33% と低かった。

EU 側の特惠関税利用率が低い理由として産業界との協議から浮かび上がったのは、中小企業を中心に輸出業者の間では認定輸出業者の地位を申請するのは時間と資源の負担が大きいとの認識があるほか、韓国側の税関の管理が厳しいこともあった。また、特惠関税の利用では FTA の直接輸送条項により EU から韓国に物品を直接輸送することを義務付けているが、アジアで

シンガポールや台湾など地域ハブを用いている一部の輸出業者にとっては、これが FTA の特惠関税の利用を阻んでいた。

EU は韓国に比べて特惠関税利用率が低い上、加盟国によっても開きが大きい（表 3 参照）。キプロスやラトビア、オーストリア、リトアニアのように 80%を超える国がある一方で、クロアチア、エストニア、マルタ、ブルガリアは 40%を下回る。また農業製品では 81%に達しているものの、工業製品は 65.1%にとどまり、製品分野での開きも大きい。例えば輸送機器では 94%、動物・動物性製品で 89%と高いものの、貴金属で 40%、卑金属、皮革・皮革製品、機械はいずれも約 50%と低い。このため、特惠関税利用率を高めることで FTA の恩恵を拡大する余地は大きいと指摘している。

表 3： EU 主要国の EU 韓国 FTA の特惠関税利用率（2013 年 7 月～2014 年 6 月）

	農業製品	工業製品	全製品
キプロス（首位）	98.4	89.4	90.6
オーストリア	97.1	81.7	82.7
英国	80.6	73.6	73.9
ドイツ	65.1	73.1	72.9
ポーランド	91.6	66.6	68.3
オランダ	87.6	52.1	57.5
スペイン	80.7	52.3	55.4
フランス	87.0	52.0	55.0
イタリア	77.1	52.5	53.7
フィンランド	99.8	40.9	42.4
クロアチア（最下位）	0.0	1.8	1.4
EU28 各国全体	81.0	65.1	65.9

（出所）How Trade Policy and Regional Trade Agreements Support and Strengthen EU Economic Performance (25.3.2015)

② FTA の完全実施

EU 韓国間の貿易は拡大しているものの、FTA の完全実施が依然として重要点となっている。たとえば、自動車分野では引き続き非関税障壁への取り組みが課題であり、衛生植物検疫措置では、韓国側の法規は EU と完全に調和しているものの、韓国側が動物性製品や植物性製品で EU の加盟各国に対して異なる輸入条件を適用しているという問題がある。このため EU の加盟各国は個別交渉を迫られ、韓国市場へのアクセスが遅れているという。

③ 企業の認識向上

企業が FTA の特惠関税から利益を得るには、中小企業を中心に、FTA に対する認識を高めることが必要となっている。「FTA による EU 経済への効果報告書」は、韓国やカナダのように FTA を締結した相手国の方が企業に対する認識向上努力で EU よりも優れていると指摘している。この背景として、EU 市場の規模が大きいため相手国にとっての重要度が高い点を挙げている。EU では、全ての輸出業者や潜在的な輸出業者が FTA の機会を完全に理解するよう認識を向上させるには、相手国以上の努力が必要だという。この点では、特に加盟各国の関連当局が果たす役割の重要性を強調している。

アンケート返送先 FAX： 03-3582-5309

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EU 韓国 FTA の効果と今後の課題

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～